

令和3年度介護報酬改定における留意事項について

令和3年度介護報酬改定において、運営基準がいくつか改定されました。この資料では、全サービス共通の特に取扱いに留意いただきたい項目について整理をしています。事業者には義務付けがなされている項目については、基準や解釈通知を再度確認の上、厚生労働省ホームページに掲載されている資料等も活用しながら対応をお願いします。

- 1 感染症対策の強化
- 2 業務継続に向けた取組の強化
- 3 ハラスメント対策の強化
- 4 高齢者虐待防止の推進

1 感染症対策の強化

- ◎介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。
- 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
- その他のサービス(訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス)について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

→経過措置期間中(令和6年3月末までに)に、「委員会の開催」「指針の整備」「研修及び訓練の実施」の取組を行ってください。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)

- ① 構成メンバー
 - 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい
(感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい)
 - 専任の感染対策を担当する者(感染対策担当者)を決めておくことが必要
- ② 開催頻度
 - 定期的(おおむね6月に1回以上)に開催(地域密着特養は3月に1回以上)
 - 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針

- ① 規定すべき内容
 - 平常時の対策:事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等
 - 発生時の対応:発生状況把握、感染拡大防止、関係機関との連携、行政等への報告等

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

- ① 研修内容
 - 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
 - 事業所の指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの
- ② 研修の頻度等
 - 定期的(年1回以上)に実施(※施設系・居住系サービスは年2回以上)
- ③ 訓練(シミュレーション)の実施
 - 内容:事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上でのケアの演習等
 - 頻度:定期的(年1回以上)に実施(※施設系・居住系サービスは年2回以上)

◆厚生労働省 HP に「介護現場における感染対策の手引き」等が掲載されていますので、ご活用ください。

2 業務継続に向けた取組の強化

◎感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

→経過措置期間中(令和6年3月末まで)に「感染症」及び「災害」に係る業務継続計画を策定し、職員へ周知するとともに、研修や訓練(シュミレーション)を実施する必要があります。

(1) 感染症に係る業務継続計画の策定

「感染症に係る業務継続計画」には、以下の項目等を記載すること

- ①平時からの備え
- ②初動対応
- ③感染拡大防止体制の確立

(2) 災害に係る業務継続計画の策定

「災害に係る業務継続計画」には、以下の項目等を記載すること

- ①平常時の対応
- ②緊急時の対応
- ③他施設及び地域との連携

(3) 研修の実施

①研修内容

業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

②開催頻度

定期的(年1回以上)に実施(※施設系・居住系サービスは年2回以上)

○感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施可能

(4) 訓練(シュミレーション)の実施

①訓練内容

事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等

②訓練頻度

定期的(年1回以上)に実施(※施設系・居住系サービスは年2回以上)

○感染症→感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施可能

○災害→非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可能

◆厚生労働省 HP に「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」や研修動画が掲載されています。また、業務継続計画のひな型(Word 様式)が示されていますので、ご活用ください。

3 ハラスメント対策の強化

◎介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

→職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関して、事業者には方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられています。

(大企業は令和 2 年 6 月 1 日、中小企業は令和 4 年 4 月 1 日から施行)

●中小企業・・・資本金 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業

(1) 事業主が講ずべき措置

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(2) 事業主は講じることが望ましい取組

- ①カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等

◆厚生労働省 HP に、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」や研修資料、事例集などが掲載されていますので、御活用ください。

4 高齢者虐待防止の推進

◎全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

→経過措置期間中(令和6年3月末までに)に、「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「担当者の選任」の取組を行ってください。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会

①構成メンバー

○管理者を含む幅広い職種で構成する

②開催頻度

○定期的に開催(具体的な頻度の規定はなし)

③検討事項

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

④その他

○虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい

○他の会議体(委員会等)と一体的に設置・運営することも可能

○委員会の結果は従業者に周知徹底を図ること

(2) 虐待の防止のための指針

「虐待の防止のための指針」には以下の項目を盛り込むこと。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修

①研修の内容

- 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの
- 事業所の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの

②研修の頻度等

- 職員教育の徹底ために、指針に基づいた研修プログラムを作成
- 定期的(年 1 回以上)に実施(※施設系・居住系サービスは年 2 回以上)

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための「専任の担当者」を置くこと。

※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

(5) 運営規程への位置づけ

虐待防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること

《参考》令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A(Vol.3)

【全サービス共通】

問 1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が 1 名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的の実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

令和 4 年度運営指導における指摘事項について

府中市内で、令和 4 年度の運営指導等で指導や助言等を行った事項のうち、主なものを記載しました。

今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

1 運営基準関係

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった 具体的事例	指摘事項
全サービス共通	内容及び手続きの 説明及び同意		運営規程の概要、従業 者の勤務体制、事故発生時 の対応や苦情処理の体制 等を記載しておくこと。
全サービス共通	サービス提供の記 録	サービスを提供した際に、具 体的なサービスの内容等を 記録していなかった。又記録 ミスや漏れがあった。	具体的なサービスの内容 等は請求の根拠となるた め、正しい記録を残すこ と。
全サービス共通	勤務体制の確保	同一法人が運営する事業所 が複数ある場合に、複数の事 業所を兼務している従業 者の位置づけ及び勤務実績の 計上が不適切だった。	利用者に対し、適切なサ ービスを提供できるよ う、事業所ごとの従業 者の勤務の体制を定めるこ と。
全サービス共通	勤務体制の確保	セクシュアルハラスメント やパワーハラスメントの内 容及び行ってはならない旨の 方針を明確化していない。	職場におけるセクシュ アルハラスメントやパワ ーハラスメントの内容及 び行ってはならない旨の方 針を明確化し、従業員に周 知・啓発すること。 また、相談に応じ、適切 に対応するために必要な 体制の整備を図ること。
全サービス共通	掲示	必要な掲示が行われていな かった。	事業所の見やすい場所に 運営規定の概要、従業 者の勤務の体制その他利用 者申込者のサービスの選 択に資すると認められる 直近の重要事項を掲示す ること。 掲示が困難な場合は冊子 にして随時閲覧できるよ うにすること。

全サービス共通	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市への報告が必要であるが、未報告のものがあった	事故等があった場合には、当該市の定める報告基準により、速やかに事故報告書を提出すること。
全サービス共通	利用料の受領	重要事項説明書に記載のない費用が徴収されていた。	当該費用徴収の根拠を確認し、徴収する場合は重要事項説明書の見直し及び修正を行うこと。
全サービス共通	各サービス計画の作成	同意を得た最新のサービス計画がなかった。	同意を得た最新の各サービス計画を添付すること。新型コロナウイルス流行の関係で家族の同意の署名等に時間を要している場合は、暫定の各サービス計画を添付すること。
全サービス共通	非常災害対策	・非常災害に関する具体的な計画の策定がされていなかった。 ・内容が、実情に応じて見直されていなかった。	速やかに策定し、対策の万全を期すること。 非常災害対策計画について、必要な項目等を網羅した内容とするよう修正、見直しを行うこと。
居宅サービス系 通所サービス系	居宅サービス計画に沿ったサービス提供	・個別サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものになっていなかった。 ・居宅サービス計画が変更されていたが、個別サービス計画に反映されていなかった。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス計画を提供すること。 計画に相違がある場合は、担当の介護支援専門員と連携を図ること。
地域密着型サービス	地域との連携	運営推進会議等を開催していない。	新型コロナウイルス感染症の状況をみつつ、開催し、活動状況の報告及び要望、助言等を聴く機会を設けること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
地域密着型サービス（一部該当サービスのみ）	地域との連携	運営推進会議等による外部評価を受けていない。	運営推進会議等による外部評価を受けるとともに、評価等の記録を公表すること。

2 算定基準関係

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった 具体的事例	指摘事項
該当サービス共通	サービス提供体制 強化加算	全ての従業者ごとに研修計画を作成しておらず、その計画に従い、研修を実施していなかった。	従業者ごとに、具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。
該当サービス共通	看取り介護加算 ターミナルケア加算	医師の診断日の前日以前について算定されているケースがあった。	自己点検を行い、診断日の前日以前について算定しているものは過誤調整をし、保険者及び利用者（家族）へ返還すること。
訪問看護	ターミナルケア加算	主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態であることを示す書類及びターミナルケアに係る計画書の作成及び利用者とその家族に対して説明を行い同意を得たことが確認できる書類がなかった。	加算算定に必要な手続きを再確認し、必要な書類を整理すること。

3 その他関係

全サービス共通	変更の届出等	専用区画、運営規程等の変更の届出が行われていなかった。	変更届が必要な事項について変更が生じた場合は、変更後 10 日以内に届け出ること。
---------	--------	-----------------------------	---

府中市介護給付費適正化の方策について

第8期介護保険事業計画に基づく、介護給付等費用適正化事業の一環として、次の2つの取組に着手する。

○事業期間 第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）

○実施主体 介護保険課（介護福祉係・地域包括支援センター）

1 特殊寝台貸与の適正利用の確認

(1) 目的 特殊寝台の利用の必要性をケアマネジャーが適正なアセスメントに基づいてケアプランに位置づけているのか多職種で意見交換し、利用者の重度化防止・自立支援を推進するため。あわせて機能訓練・口腔機能向上・栄養改善の視点からも意見交換する。

(2) 方法 広島県国民健康保険団体連合会から提供されるケアプラン分析システム情報及び府中市独自システムに基づき、特殊寝台貸与の利用のある者を抽出（特に要介護1から要介護2に認定情報が変更した直後に特殊寝台の利用がある者）し、その者の担当の介護支援専門員にヒアリングを実施する。その際、アセスメント表、ケアプラン、福祉用具貸与計画を始め、関係書類一式を確認する。

確認は、リハビリテーション専門職を含む多職種で構成する地域ケア会議で行う。保険者が有する認定調査情報、主治医意見書情報、認定審査会情報を総合的に判断の上、特殊寝台の利用の適正の可否を判断する。

2 サービス過多等のケアプラン点検

(1) 目的 サービスを極端に多く盛り込んでいるケアプラン、同一法人の事業所が提供するサービスのみで作成するケアプラン、デイサービスのみのケアプラン等、サービスの選択が適正なアセスメントに基づいたものか多職種で意見交換し、利用者の重度化防止・自立支援を推進するため。あわせて機能訓練・口腔機能向上・栄養改善の視点からも意見交換する。

(2) 方法 広島県国民健康保険団体連合会から提供されるケアプラン分析システム情報に基づき、介護給付実績に基づき、サービスを極端に多く盛り込んでいるケアプラン、同一法人の事業所が提供するサービスのみで作成するケアプラン、デイサービスのみのケアプラン等を抽出し、その者の担当の介護支援専門員にヒアリングを実施する。その際、アセスメント表、ケアプランを始め、関係書類一式を確認する。保険者が有する認定調査情報、主治医意見書情報、認定審査会情報を総合的に判断の上、サービス選択の適正の可否を判断する。

介護保険サービス提供時における事故発生報告について（府中市指針）

1 指定基準上求められる規定

- （１）事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じなければならない。
- （２）事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- （３）賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2 関係通知による対応の留意点

- （１）事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。
- （２）損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。
- （３）事故原因を解明し、再発防止の対策を講じること。

3 市町村への連絡が必要となる場合

- （１）介護保険サービスの提供により利用者が死亡又は医療機関での医療を必要とする事故が発生した場合
- （２）介護保険サービスの提供により利用者の財物を毀損若しくは滅失したため、利用者との間に紛争が起こった場合
- （３）従業者の法令違反又は不祥事により利用者の処遇に影響がある場合
- （４）利用者が失踪した場合（概ね３０分以内に発見した場合を除く。）
- （５）上記以外の事故の場合であっても賠償すべき事故が発生したとき又は損害賠償を行うこととなったとき
- （６）県保健所へ報告する必要がある感染症等が発生した場合
- （７）その他、事業所の管理者が必要と判断した場合

※在宅サービスにおける通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設内にいる間は、サービス提供中となります。

※送迎、通院等の間の事故についても連絡してください。

4 報告先

7 2 6－8 6 0 1

府中市府川町 3 1 5 番地

介護保険課 介護福祉係

電 話（０８４７）４０－０２２２

F A X（０８４７）４５－５５２２

事故報告書提出の際の注意事項

① 様式が新しくなっています。(令和3年度より)

令和3年度中は旧様式でも受付ておりましたが、令和4年4月1日より新様式の報告のみ受付いたします。

② 提出は遅くとも5日以内に！

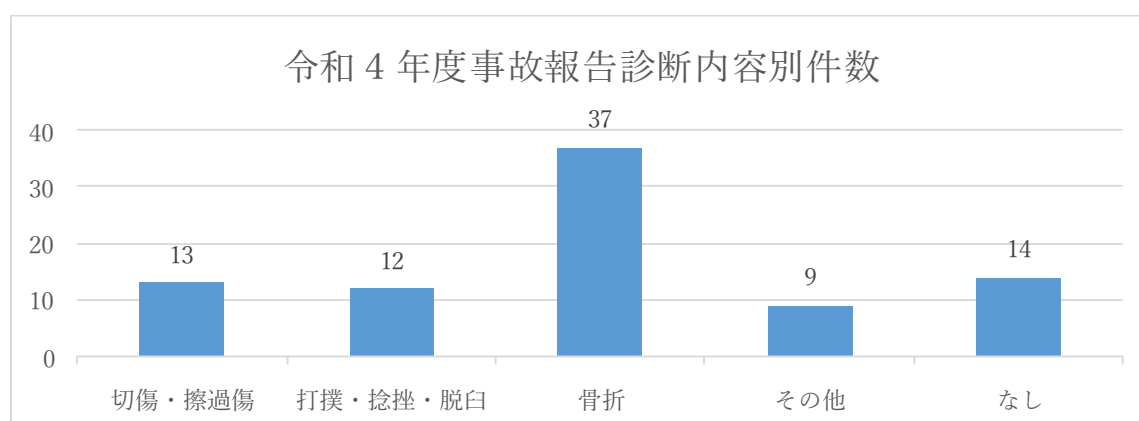
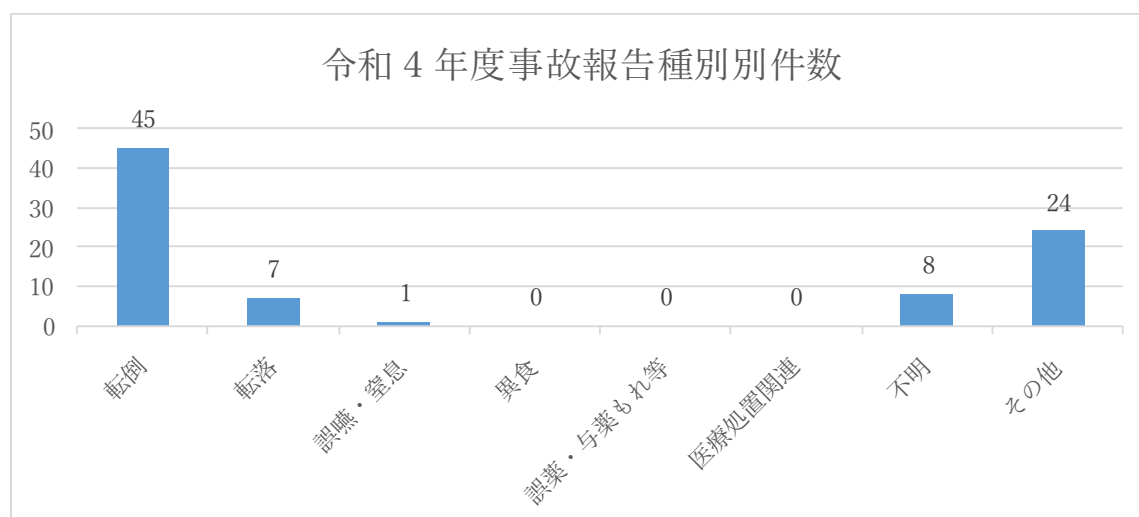
事故報告書の提出が発生の日からかなり経過して提出される場合があります。第1報は事後発生後速やかに提出されるようお願いします。第1報提出後、原因究明や再発防止策など記載したものを最終報告として提出してください。(第1報の際、最終報告も兼ねている場合は両方にチェックしてください。)

③ 保険者と施設所在地市町に提出を！

住所地特例の被保険者や住所を移さず、他市町所在の施設を利用している被保険者に事故が発生した場合は、保険者と施設所在地市町、両方に事故報告書の提出をお願いします。様式が異なる場合がありますので、当該市町の様式に従ってください。

④ 内容は詳細に！

各事業所・施設から提出された事故報告書は、情報開示請求の対象となります。トラブルに発展しないようにするために、内容についてはできる限り詳細に記載をお願いします。



【高齢者虐待の防止等について】

(1) 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

① 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

令和4年12月23日に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和3年度の調査結果を公表したところである。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数2,390件、虐待判断件数739件といずれも過去最多であった一方、養護者による虐待については、相談・通報件数36,378件、虐待判断件数16,426件と相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は減少となった。養介護施設従事者等による虐待の相談・通報及び虐待判断件数が過去最多となった要因としては、令和3年4月1日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）により、虐待防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務づけられたこと（以下、「基準省令改正」という。）を受け、各施設における虐待防止の取り組みが進められ、当該施設・事業所職員、元職員、管理者等からの相談・通報が増加したこと等が推測される。

また、例年、事実確認を行っていない事例が多く報告されているが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときは、速やかに事実確認を行うこととされているため、新型コロナウイルス感染の影響下にあっても、十分な感染対策を実施した上で、原則として、高齢者本人への訪問等による安全確認や事実確認等をお願いしたい。

特に、養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法及び老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県と虐待対応を行う市町村との間で、十分な情報共有、連携を図ることが重要であり、介護施設等への改善指導に対する計画、取組については、適宜、モニタリングを行いつつともに、再発防止に向けた取組を評価することが不可欠である。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いする。

② 高齢者虐待防止に係る体制整備等について

基準省令改正により、全ての介護サービス事業者を対象に利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等が義務づけられたが、経過措置期間が令和5年度末であることから、期限内に必要な体制を整備するようお願いする。

また、介護保険法第116条第1項の規定に基づき定められる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、高齢者虐待防止の体制整備に関する事項が追加されたことを踏まえ、令和5年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標として高齢者虐待防止に関する項目に設定したため、高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討及び取組の実施と取組内容

の改善、見直しにかかる課程(PDCAサイクル)を計画的に実施されたい。

なお、第9期介護保険事業(支援)計画策定にかかる基本指針の見直しにあたっては、令和4年12月20日の社会保障審議会介護保険部会における「介護保健制度の見直しに関する意見」の「高齢者虐待防止の推進」に記載のある意見を反映する予定である。

さらに、現在、都道府県等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、再発防止等に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(国マニュアル)の改訂を進めており、本年度末にホームページに掲載予定であるため、周知徹底及び積極的な活用をお願いする。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、都道府県と市町村が緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応を確実に行うことにより再発防止に努めていただくようお願いする。

(2) 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの財産上の不当取引(※)による高齢者の被害については、法第27条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、平成27年に都道府県に対し通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところである。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いする。

(※) 財産上の不当取引: 養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的と高齢者で行う取引

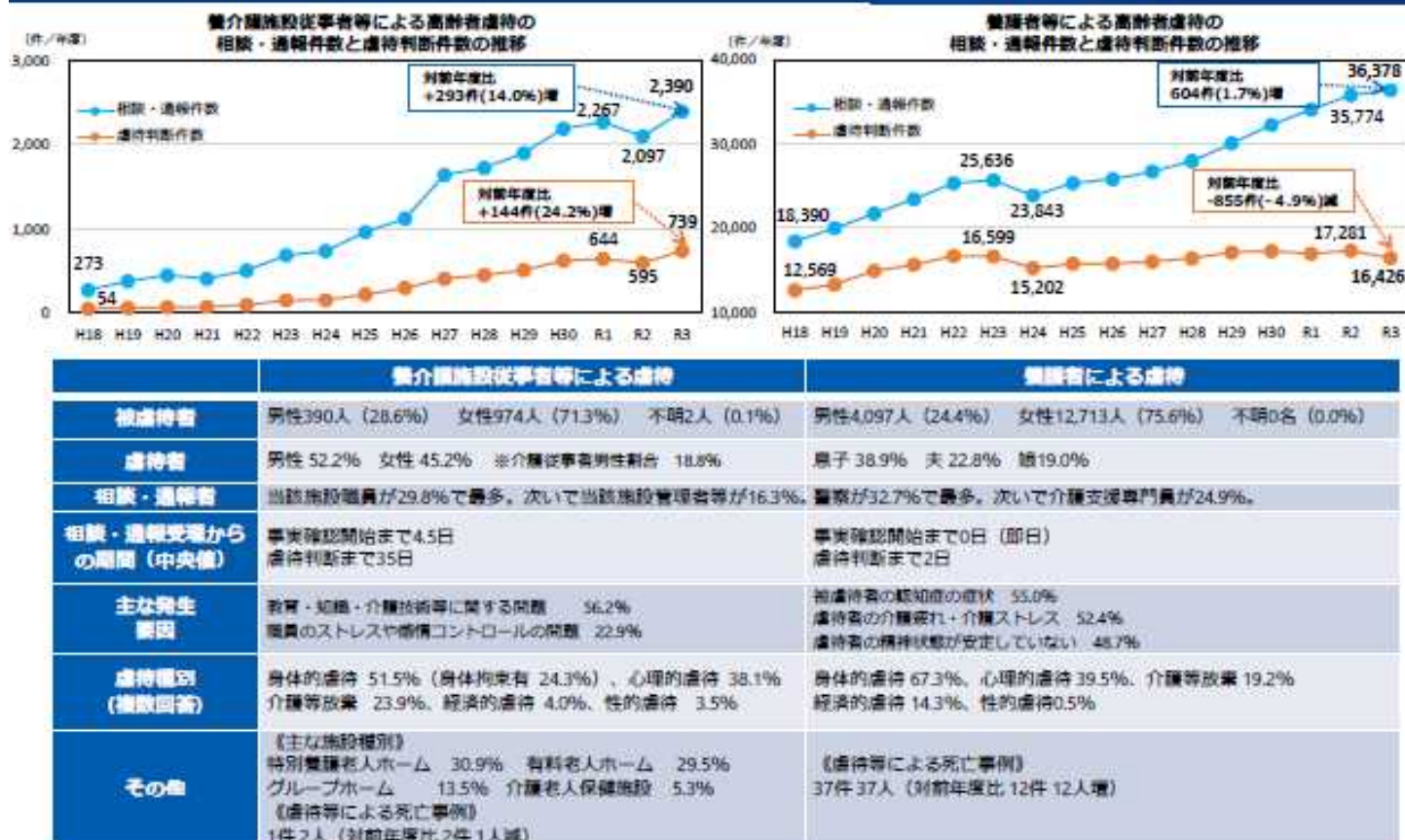
(3) 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、令和4年度に介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修とともに、基準省令改正により義務化された委員会の開催や研修の実施等の体制整備を踏まえ、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣について新たに助成対象として追加したところである。

基準省令改正に関する事項が令和6年4月1日から義務とづけとなることに向け、市町村、都道府県における虐待の再発防止・未然防止策の推進のためにも活用していただくようお願いする。

また、養護者による虐待に関しては、虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事案に対応するために、市町村、介護支援専門員等と連携の下、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣(いわゆるアウトリーチ)が有効とされているが、当該費用についても助成対象としていることから積極的に活用いただき、引き続き、管内市町村へのさらなる支援をお願いする。

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和3年度）



高齢者権利擁護等推進事業（介護保険事業費補助金）

令和5年度当初予算案 1.4億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2. 事業概要

1. 【未然防止】のための支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催（2017年～）

高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成（2017年～）

- ・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会・町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③介護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣（アウトリーチ）（2019年～）

介護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のあるもの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

2. 【早期発見、迅速且つ適切な対応（悪化防止）】のための支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整、相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修（2007年～）

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ①身体拘束ゼロ作戦推進会議（2007年～）
- ・介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修

③看護職員研修（2007年～）

介護施設等の看護指導者、実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

④市町村職員等の対応力強化研修（2017年～）

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

⑤権利擁護相談窓口の設置（2007年～）

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

⑥ネットワーク構築等支援（2017年～）

高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴うシェルター等居宅確保等に係る広域調整等

3. 【再発防止】のための支援

虐待対応実務者会議等の設置（2020年～）

- ・虐待対応実務者会議～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の調査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・虐待の再発防止～未然防止策検証会議～死亡等重篤事例の虐待が発生した事例の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、虐待防止に関する調査計画策定（再発・未然防止策等）の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・市町村等の指導等体制強化～介護施設等における虐待防止検討委員会の運営体制の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣

■事業主体：都道府県 ■補助率：1/2
■補助対象経費：高齢者権利擁護等推進事業の実施に必要な資金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

○ 運営基準改正にて、全ての介護サービス事業者を対象に研修等の実施を義務付けた。

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

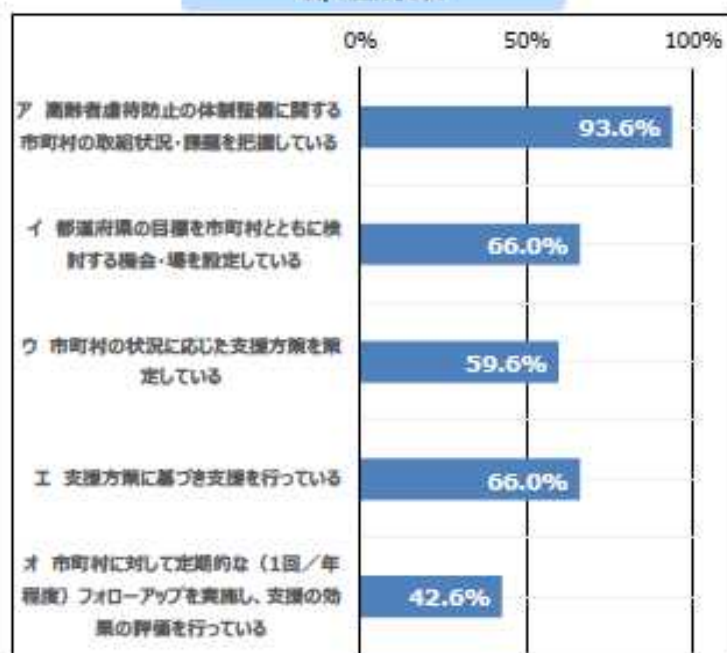
施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

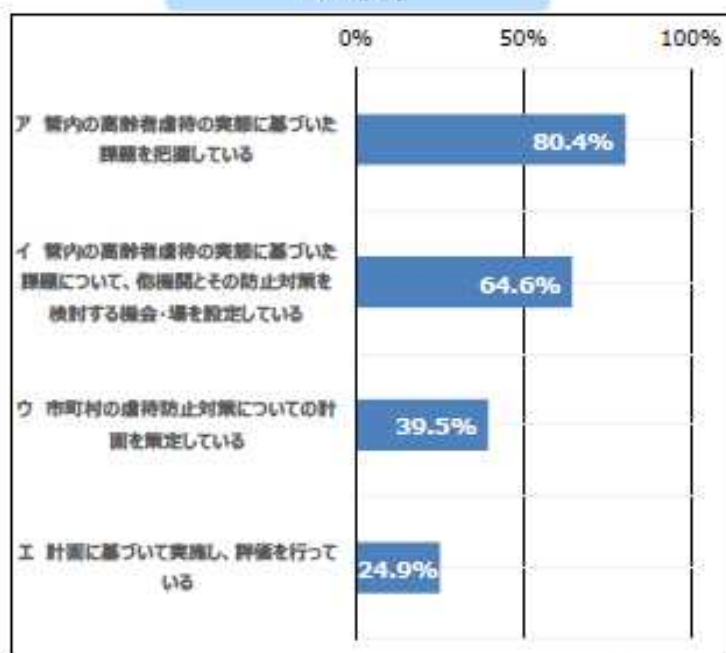
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価結果（令和4年度）

○高齢者虐待防止に係る都道府県・市町村における状況把握・課題把握はおおむね実施されているが、都道府県と市町村の協議の場の設定は約6割、計画策定の実施が4割～6割、評価の実施に当たっては3割～4割となっている。

都道府県



市町村



令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（都道府県分）

Ⅱ 自立支援、重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (8) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

【評価目的・内容】 虐待防止体制の整備に係る都道府県の取組のPDCAサイクルを評価

	高齢者指標	配点	留意点	時 点	交付金区分
①	高齢者虐待防止の体制整備に関し、市町村に対する支援を実施しているか。 ア 高齢者虐待防止の体制整備に関する市町村の取組状況・課題を把握している イ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設定している ウ 市町村の状況に応じた支援方法を策定している エ 支援方法に基づき支援を行っている オ 市町村に対して定期的なフォローアップを実施し、(1回/年程度)支援の効果の評価を行っている	ア～オ 各5点 複数選択可 (最大25点)	○ 管内市町村における高齢者虐待防止の体制整備の内容としては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)の実施を想定している。 ○ 支援方法については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等のすり合わせを行い、これを裏面として作成していることが必要である。 ○ 支援の内容は、財政的・人的支援に限定するものではなく、広く捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、管内市町村の介護サービス相談員派遣事業実施に対する支援や、高齢者権利擁護等推進事業の活用による専門職の派遣や管内市町村虐待防止連絡会等における好事例等の周知、市町村職員に対する対応力強化のための研修、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築支援などが考えられる。 ○ 都道府県の支援方法策定や支援効果の評価に当たっては、市町村から意見聴取等を行うこととする。なお、当該意見聴取等は、評価時点の前年度中に行われていなければならない。	2022年度(予定)実施の状況の評価 については、2023年度予定の場合も可	推進

令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（市町村分）

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 (1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等

【評価目的・内容】 過程（PDCA サイクル）を評価
・高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討・取組の実施
・取組内容の改善・見直し

	指 標	配点	留意点	時 点	交付金区分
②	高齢者虐待防止にかかる体制整備を実施しているか。 ア 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題を把握している イ 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題について、他機関とその防止対策を検討する機会・場を設定している ウ 市町村の虐待防止対策についての計画を策定している エ 計画に基づいて実施し、評価を行っている	ア～エ 各5点 複数選択可 (最大20点)	○ イとエについては、介護保険事業計画作成委員会や地域ケア推進会議等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする。 ○ ウの防止対策としては、介護サービス相談員派遣事業の実施や、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築等、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)の実施を想定している。 ○ ウの計画の策定には、介護保険事業計画だけでなく、地域支援事業の包括的支援事業として実施されている「権利擁護業務」(高齢者虐待防止)に係る計画部分も含む。 ○ エの評価については、地域支援事業の包括的支援事業として実施されている「権利擁護業務」(高齢者虐待防止)に係る事業評価を行う場合も含む。	2022年度(予定)実施の状況の評価	推進

令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る 評価指標（市町村分）

高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)

※高齢者虐待防止体制の整備に係る事業

「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」の「市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について」に係る18項目。

【体制・施策強化】

- ①対応窓口の周知
- ②関係者の研修
- ③住民への啓発活動
- ④対応マニュアル等の作成
- ⑤養護者（虐待者）に対する相談、指導、助言
- ⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等
- ⑦終結した虐待事案の事後検証

【行政機関連携】

- ⑧成年後見制度の首長申立のための体制強化
- ⑨地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
- ⑩警察署担当者との協議
- ⑪居室確保のための関係機関との調整
- ⑫生活困窮者支援、DV 担当者課等の役所・役場内の体制強化
- ⑬保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

【ネットワーク構築】

- ⑭「早期発見・見守りネットワーク」の構築
- ⑮「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築
- ⑯「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築

【法の周知】

- ⑰居宅介護サービス事業者に対する法の周知
- ⑱介護保険施設に法について周知

（注）都道府県の高齢者虐待防止にかかる市町村支援、市町村の高齢者虐待防止に係る計画策定・評価等については、令和3年度老健事業「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業報告書」を参照されたい。
https://www.nttdatstrategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add18/gyohokokusho.pdf

令和3年度高齢者虐待の状況について

1 要旨・目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条の規定に基づき実施した、令和3年度の県内の高齢者虐待の対応状況等に関する調査の結果を報告する。

2 現状・背景

この調査は、国が高齢者虐待の対応状況等を把握するため「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき平成19年度から毎年度、都道府県を通じて実施しているもので、本県においては、高齢者虐待に係る注意喚起や虐待予防に繋げるため、調査結果を施設内虐待・家庭内虐待別に取りまとめ、公表している。

3 概要

(1) 調査対象

県内発生の高齢者（65歳以上）に対する虐待

(2) 調査期間

令和3年4月～令和4年3月

(3) 調査結果

前年度と比べ、施設内虐待は相談件数、虐待件数ともに増加し、家庭内虐待については、相談件数は増加、虐待件数は減少した。

ア 施設内虐待

【虐待のあった施設】

特別養護老人ホーム，認知症対応型共同生活介護，介護老人保健施設，短期入所生活介護，通所介護，養護老人ホーム

【虐待の内容】

介護等放棄，身体的虐待，心理的虐待，性的虐待の順に多い。（経済的虐待の事例なし）

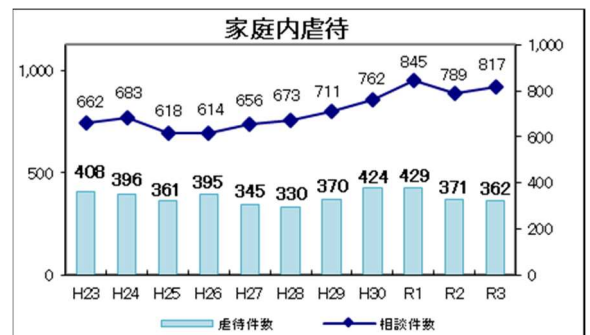
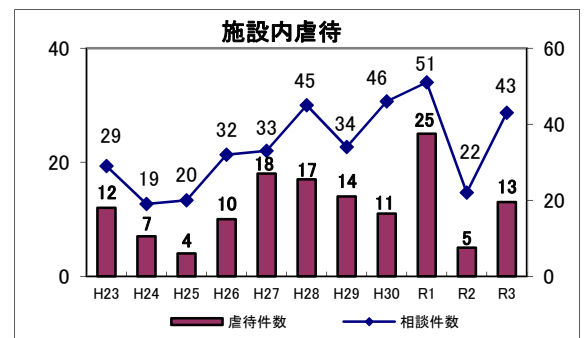
【対応状況】

市町が事実確認や施設等に対する指導を行い、施設等から改善計画が提出されるなど、状況は改善されている。

イ 家庭内虐待

【虐待を受けた人】

性別では76%が女性，年齢階層別では80%が75歳以上，要介護度別では77%が養介護・要支援認定を受けている人であった。



【虐待の内容】

身体的虐待，心理的虐待，介護等放棄，経済的虐待，性的虐待の順に多い。

【対応状況】

・虐待者からの分離による対応

契約による介護保険サービスの利用，医療機関への一時入院，転居 等

・虐待者を分離していない対応

養護者への支援，ケアプランの見直し，見守り（経過観察含む） 等

(4) 今後の対応

高齢者虐待の未然防止・早期発見とともに，虐待を受けた高齢者への適切な対応が行えるよう，引き続き市町及び関係機関と連携して，次の取組を推進する。

ア 介護サービス事業者や介護スタッフへの対応

(ア) 県介護福祉士会による，オンライン研修の実施（介護スタッフ）

(イ) 集団指導や指導監査等における虐待防止に係る指導・助言（介護サービス事業者）

(ウ) 県介護支援専門員協会及び県介護福祉士会が実施する研修・会議等での法の趣旨や虐待通報義務の周知（介護スタッフ）

イ 高齢者虐待に関する市町等の体制整備

(ア) 市町や地域包括支援センターを対象とした対応力向上や体制整備の充実を促す研修の実施

(イ) 複雑困難な事例に対する広島県地域包括ケア推進センターによる助言・支援

ウ 高齢者の権利擁護等

(ア) 成年後見制度等の活用も視野に入れた高齢者の権利擁護の確保

(イ) 住民等による見守りの推進など，自主的な活動を含めた地域包括ケアシステムの強化

● 施設内虐待の状況

<調査結果>

通報等を受理した事例	43件
内)虐待の事実が認められた	13件

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例

<市町の措置> (重複あり)

施設等に対する指導	13件
施設等への改善計画の提出	13件
従事者等への注意・指導	0件
報告徴取、質問、立入検査	3件
介護保険法の規定による改善勧告	0件
介護保険法の規定による改善命令	0件

<虐待の内容> (重複あり)

身体的虐待	11件
心理的虐待	5件
経済的虐待	0件
性的虐待	2件
介護等放棄	29件

<虐待を受けた人の状況>

性別	男性	6人
	女性	36人
合計 42人		
年齢階層		
65歳未満		1人
65～69歳		0人
70～74歳		2人
75～79歳		0人
80～84歳		5人
85～89歳		13人
90～94歳		8人
95～99歳		10人
100歳～		3人
不明		0人
要介護度		
自立		1人
要介護1		1人
要介護2		3人
要介護3		3人
要介護4		10人
要介護5		24人
不明		0人
認知症の有無	なし	1人
	あり	41人

<虐待をした人の状況>

虐待があった施設等	認知症対応型共同生活介護	4件
	特別養護老人ホーム	5件
	(介護付き)有料老人ホーム	0件
	養護老人ホーム	1件
	通所介護	1件
	介護老人保健施設	1件
	訪問介護	0件
	居宅介護支援事業所	0件
	小規模多機能型居宅介護	0件
	短期入所生活介護	1件
合計 13件		
虐待をした人	介護職員	14人
	看護職	0人
	管理職	0人
	合計 14人	

● 家庭内虐待の状況

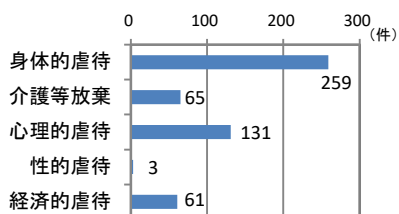
<調査結果>

通報等を受理した事例	817件
内)虐待を受けた(認められた)と判断	362件

※本調査対象年度内に通報等を受理した事例

<虐待の内容> (重複あり)

身体的虐待	259件
介護等放棄	65件
心理的虐待	131件
性的虐待	3件
経済的虐待	61件



<虐待を受けた人の状況>

性別	男性	90人	24%
	女性	282人	76%
合計 372人			
年齢階層			
65～69歳		18人	5%
70～74歳		54人	15%
75～79歳		78人	21%
80～84歳		99人	27%
85～89歳		76人	20%
90歳以上		46人	12%
不明		1人	0%
要介護度			
未申請		73人	20%
申請中		7人	2%
要支援1		27人	7%
要支援2		19人	5%
要介護1		84人	23%
要介護2		52人	14%
要介護3		48人	13%
要介護4		39人	10%
要介護5		18人	5%
不明+自立		5人	1%
認知症の有無	なし	20人	7%
	あり	265人	92%
	不明	3人	1%

(要介護認定者 n=288)

※「認知症あり」＝認知症日常生活自立度区分で「自立度Ⅰ」以上の方を集計

<虐待をした人の状況>

夫	92人	24%
妻	30人	8%
息子	138人	36%
娘	77人	20%
息子の配偶者	4人	1%
娘の配偶者	7人	2%
兄弟姉妹	6人	2%
孫	16人	4%
その他	18人	5%
不明	0人	0%
合計	388人	

・「息子」が36%と最も多く、次いで「夫」が24%、「娘」が20%

・「女性」が76%
・75歳以上が全体の81%
・養介護認定者のうち92%が認知症あり

<虐待への対応策>

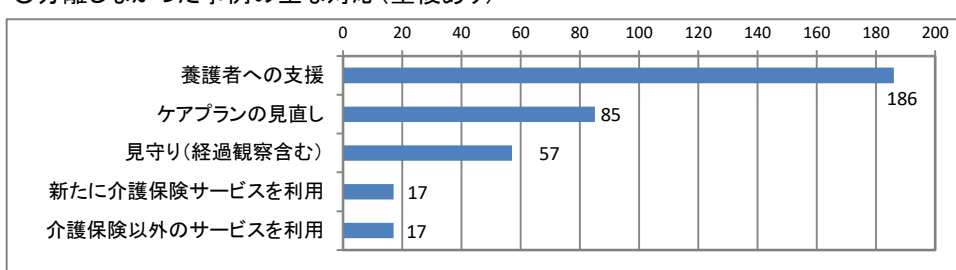
○虐待者との分離の有無

分離した事例	98人	26%
分離しなかった事例	209人	56%
検討・調整中	13人	3%
虐待判断時点で既に分離状態	52人	14%
合計	372人	

○分離した事例の主な対応

契約による介護保険サービスの利用	41人	42%
医療機関への一時入院(虐待者を含む)	20人	20%
やむを得ない事由等による措置	9人	9%
虐待者を高齢者から分離(転居等)	10人	10%
緊急一時保護	3人	3%
その他(上記以外の住まい・施設等の利用等)	15人	15%
合計	98人	

○分離しなかった事例の主な対応(重複あり)



※構成割合は、小数点以下を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

発令 平成17年11月9日法律第124号

最終改正 平成29年6月2日号外法律第52号

改正内容 平成29年6月2日号外法律第52号[平成30年4月1日]

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

〔平成十七年十一月九日法律第百二十四号〕

〔法務・厚生労働大臣署名〕

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律をここに公布する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。
- （国及び地方公共団体の責務等）
- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要

な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しな

ればならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、

これを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うもの

とする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八三号抄〕

沿革

平成一八年一二月二〇日号外法律第一一六号〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則六条による改正〕

平成二三年 六月二二日号外法律第七二号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律四条による改正〕

平成二九年 六月 二日号外法律第五二号〔地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律三条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二～五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十三条、〔中略〕第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければ

ばならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年一二月二〇日法律第一一六号抄〕

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月政令一〇号により、平成一九・一・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年五月二八日法律第四二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二一年一月政令九号により、平成二一・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則〔平成二六年六月二五日法律第八三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、〔中略〕第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

〔平成二七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七 〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年六月二日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

二・三 〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

【認知症施策推進大綱に基づく施策の推進について】

認知症施策については、政府全体で認知症施策を更に強力に推進していくため、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）がとりまとめられた。

大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、その障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大などの「予防」の取組を進めることとしている。

大綱では、

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進することとしており、これらの施策はすべて認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とし、認知症施策をより強力に推進していくこととしている。

このことを踏まえ、府中市として、認知症に関する相談窓口の周知もあわせ、初期集中支援チーム・認知症ケアパスの活用推進、認知症カフェの推進、認知症地域支援推進員の活動の充実、認知症ケア向上に関する各種研修の実施等地域づくりなど関連施策と有機的に連携し取組を進める。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
※2「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年までとし、**策定後3年を目途に、施策の進捗を確認するものとする。**

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職場での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治療に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

府中市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）について

1 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は府中市とし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる医療機関、医師会その他これに準ずる団体に委託するものとする。

3 訪問支援対象者の範囲

訪問支援対象者は、原則として、府中市内に居住する40歳以上の在宅で生活している者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない又は中断している者で、かつ、次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

4 事業内容

- (1) 支援チームに関する普及啓発
- (2) 認知症初期集中支援の実施
 - ア 訪問支援対象者の把握
 - イ 情報収集及び観察・評価
 - ウ 初回訪問時の支援
 - エ 専門医を含めたチーム員会議の開催
 - オ 初期集中支援の実施
 - カ 引継ぎ後の観察等
 - キ 訪問支援対象者に係る書類の保管
 - ク 支援実施中の情報の共有について

（府中市認知症初期集中支援推進事業実施要綱から抜粋）

認知症初期集中支援チーム

によるサポートについて

**医師、医療・介護の認知症専門チームがご自宅に訪問し、
認知症の早期の対応をお手伝いします。ご相談ください。**

認知症は、早期診断・早期対応が大切です

早く気づいて対応することで、その後の病気の経過を遅らせることができたり、介護の負担軽減につなげることができます。「認知症かな」「認知症と思うけどどうしたらいい？」と思ったら、府中市地域包括支援センターに相談してみませんか？

（必要に応じて認知症初期集中支援チームのサポートを受けることができます。）

「認知症初期集中支援チーム」とは、認知症が疑われる方等のご自宅に訪問し、ご本人の様子の確認やご家族への助言や受診のすすめなどの支援を、初期に色々な面から集中的に行い、ご自宅での自立生活のサポートをするチームです。

○支援の対象者は？

府中市内のご自宅などで生活している40歳以上の方で、認知症が疑われる方、または認知症の方で医療サービス・介護サービスを受けていない方、または中断している方など

○どんな支援が行われるの？

地域包括支援センターなどから連絡を受けて、チーム員がご自宅を訪問し、ご本人やご家族の生活の様子や困っていることをお伺いして、必要な支援やサービスにつなげていきます。

（たとえば、医療機関の継続的な受診に向けての支援、適切な介護サービスが利用できるようにするための支援、ご家族の方への助言などについて、6か月を目安に支援します）

○どこにあるの？

南部圏域（旧府中市内）：広島県認知症疾患医療センター「光の丘病院」

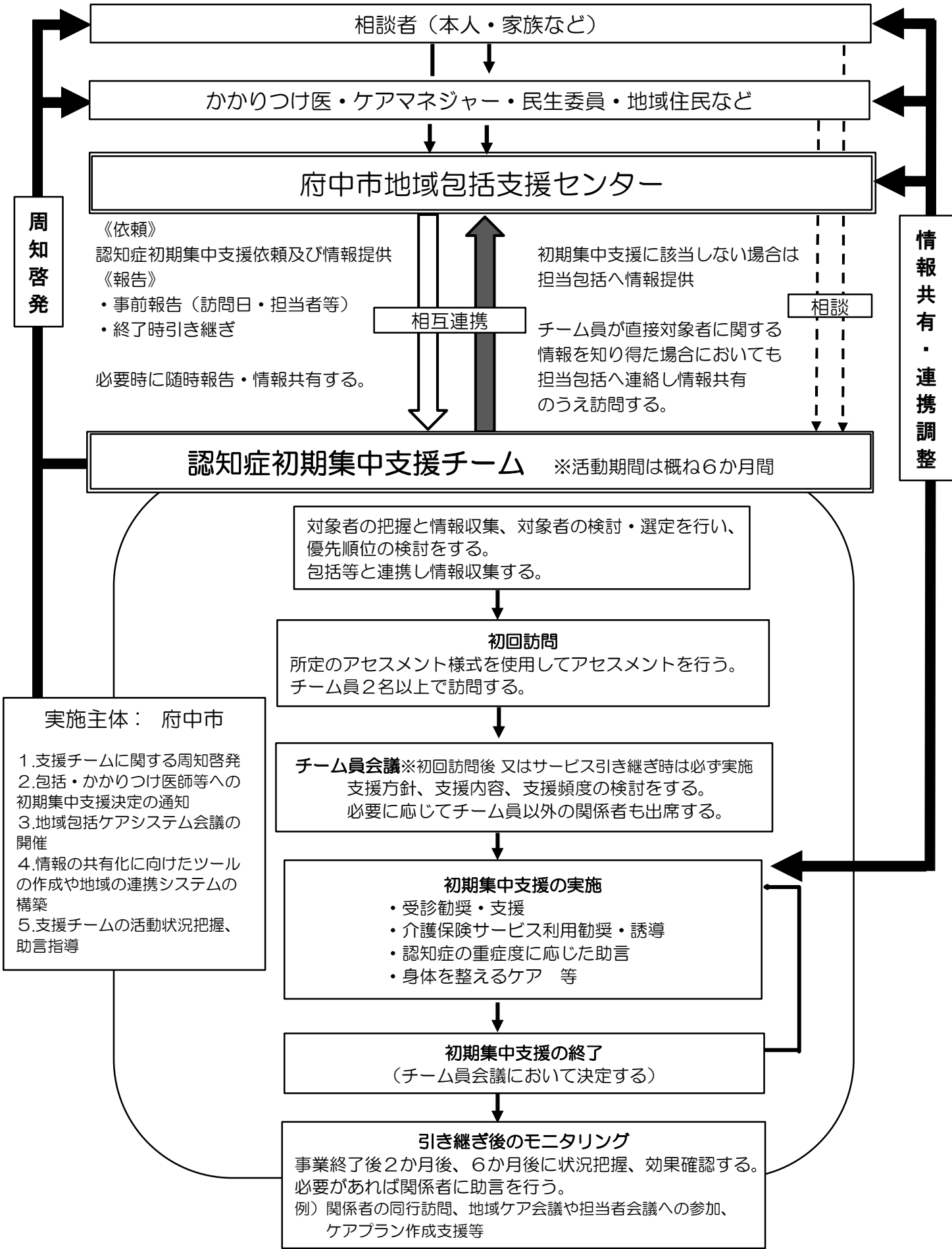
（☎：084-976-1412）

北部圏域（旧上下町内）：湯が丘病院（☎：0847-62-2231）

【相談窓口】

府中市地域包括支援センター（介護保険課 ☎0847-40-0223）

府中市認知症初期集中支援チーム フロー図



令和 5 年度地域ケア会議（自立支援に資するケアマネジメント支援）実施について

1 目的

多職種協働による個別ケースの支援内容の検討を通じ、介護支援専門員が「高齢者の自立支援に資するケアマネジメント」を利用者に提供できるよう実践力を高める支援を行うとともに、サービス担当者会議開催方法の検討や、ネットワーク構築、地域課題の把握、資源開発等を推進する。

2 実施主体

府中市（協力：府中地区医師会、府中市内の広島県地域リハビリテーションサポートセンター）

3 実施回数

年間 12 回

4 場所

府中市役所会議室

5 実施方法

介護支援専門員がケアプラン作成や支援に専門職種の助言等の必要性を感じている要介護 1・2 の事例に対して 1 事例 30～45 分間程度でカンファレンス方式による支援を行う。

【カンファレンス構成員】

- ・ 事例提供介護支援専門員
- ・ 医師
- ・ リハビリテーション専門職（地域リハビリテーションサポートセンター）
- ・ 社会福祉士
- ・ 保健師
- ・ 主任介護支援専門員
- ・ 介護保険課介護福祉係職員

6 対象者

府中市内の居宅介護支援事業所	20 か所
府中市内の小規模多機能型居宅介護	4 か所
府中市内の看護小規模多機能型居宅介護	1 か所

<参考>

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日号外法律第 123 号）

(会議)

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

介護予防支援業務の流れ（居宅介護支援事業者への業務委託の場合）【Ⅰ】

資料9

府中市

時期	業務の流れ	居宅介護支援事業所業務内容	地域包括支援センターへの提出様式等	留意事項等
	事前確認	（１）府中市と居宅介護支援事業所（所属法人等）と委託契約 （２）居宅介護支援事業所で担当することの確認 （３）府中市と利用者との介護予防支援業務契約調整等	介護予防支援業務委託契約書	○介護予防サービス計画依頼届出書提出の確認
サービス利用開始当月	ケアマネジメント モニタリング （実施状況の把握）	【（４）アセスメント（利用者宅訪問・面接）】 ・入手した書類及び既存の書類（主治医意見書・認定調査結果・生活機能評価等）から必要な情報を把握 ・生活機能低下の背景・原案及び課題の分析 ・利用者基本情報・基本チェックリストを作成 ・利用者・家族と面接しながら、支援ニーズを特定し課題を分析（生活機能低下の背景・原因等） 【（５）介護予防サービス・支援計画書（原案）の作成】 ・目標、具体策、利用サービスの決定 ・家族やサービス提供担当者等と目標や具体策について合意し共有する 【（６）サービス担当者会議の開催】 ・介護予防ケアプランの内容についてサービス事業者、利用者等と共通認識を得て、必要な修正を加え計画原案を決定 ・サービス担当者会議の状況及びサービス事業者・利用者との連携・調整について記載 【（７）地域包括支援センターに介護予防サービス・支援計画書原案の確認を依頼】 ・地域包括支援センターで確認・意見記入等を行い居宅介護支援事業所へ原本を戻す ・地域包括支援センターで確認済み原案を利用者に説明、利用者名を記入・押印してもらう 【（８）モニタリング】 ・原則として指定介護予防サービス事業者への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者の状況を確認したモニタリングを行い、少なくとも1か月に1回はその結果を記録する ・3か月に1回は訪問を行い、利用者・サービス提供状況を把握する ※訪問しない月でも利用者の状況に変化があった場合は、利用者宅を訪問し確認を行う ・計画の見直しの必要性についての検討 →見直しの必要性があれば(4)～(7)の手続きによって行う 介護予防サービス・支援計画書は必要に応じて追記・修正 ・要支援・要介護認定区分変更申請の必要があれば行う 【（９）給付管理】 給付管理は地域包括支援センターで行うので、サービス利用票・利用票別票を作成し地域包括支援センターへ提出する	【地域包括支援センターで写しを保管】 ○利用者基本情報 ○基本チェックリスト ○介護予防サービス・支援計画書 ○サービス担当者会議の記録（介護予防支援経過記録等） ○府中市統一アセスメントシート ○サービス利用票・利用票別票	○原本に地域包括支援センターで意見を記入し、居宅介護支援事業所へ戻す ○利用者及びサービス事業者に写しを交付し、原本は居宅介護支援事業所で保管 ○サービス提供票をサービス事業所へ提出 ○毎月「介護予防支援経過記録」に記録 ○区分変更申請必要時は必ず地域包括支援センターに連絡し検討・調整する ○居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書提出の確認

介護予防支援業務の流れ（居宅介護支援事業者への業務委託の場合）【Ⅱ】

府中市

時期	業務の流れ	居宅介護支援事業所業務内容	地域包括支援センターへの提出様式等	留意事項等
2月	モニタリング		○サービス利用票・利用票別票	
3月	モニタリング・訪問 （評価）	・運動器機能向上・口腔器機能向上・栄養改善加算算定の場合 ・サービス提供事業者からの評価に基づき行う	○サービス利用票・利用票別票	（評価）は介護支援経過記録へ記録
4月	モニタリング		○サービス利用票・利用票別票	
5月	モニタリング		○サービス利用票・利用票別票	
6月	モニタリング・訪問 評価	【（１０）評価】 ・サービス提供事業所から事後アセスメントの結果報告を受けて、利用者宅を訪問・面接 ・介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するとき（3～6か月に1回）は目標の達成状況について評価を行う ・評価結果及び利用者・家族の状況を踏まえサービスにつなぐ、または終了等の対応方針案を決定 ・「介護予防サービス・支援評価表」を作成	○サービス利用票・利用票別票 ○介護予防サービス・支援評価票（次期更新時に他の必要書類と併せて提出）	評価は「介護予防サービス・支援評価票」へ記録 継続の場合は「プラン継続」へチェック
7月	モニタリング		○サービス利用票・利用票別票	
8月	モニタリング		○サービス利用票・利用票別票	
9月	モニタリング・訪問 （評価）	・運動器機能向上・口腔器機能向上・栄養改善加算算定の場合 ・サービス提供事業者からの評価に基づき行う	○サービス利用票・利用票別票	（評価）は「介護支援経過記録」へ記録
10月	モニタリング		○サービス利用票・利用票別票	
11月	モニタリング 要支援・要介護認定更新申請代行		○サービス利用票・利用票別票	
12月	モニタリング・訪問 評価	【（１０）評価】（6月時と同様） ・サービス提供事業所から事後アセスメントの結果報告を受けて、利用者宅を訪問・面接 ・介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するとき（3～6か月に1回）は目標の達成状況について評価を行う ・評価結果及び利用者・家族の状況を踏まえサービスにつなぐ、または終了等の対応方針案を決定 ・「介護予防サービス・支援評価表」を作成	○サービス利用票・利用票別票 ○介護予防サービス・支援評価票（次期更新時に他の必要書類と併せて提出）	評価は「介護予防サービス・支援評価表」へ記録

介護予防支援業務の流れ（居宅介護支援事業者への業務委託の場合）〔Ⅲ〕

府中市

時期	業務の流れ	居宅介護支援事業所業務内容	地域包括支援センターへの提出様式等	留意事項等
		評価項目について プラン継続：本人の状態や意向の変化がみられず、同じケアプラン内容を実施する場合等 プラン変更：達成可能な目標の再設定、再設定した目標を達成するためのサービス種別や期間等を変更する場合等 終了：介護予防サービス利用を終了する場合		
更新後サービス利用開始当月		【（１１）地域包括支援センターに評価及び介護予防サービス・支援計画書変更の依頼を依頼】 ・必要に応じて、地域包括支援センターと意見交換 ・評価内容を利用者に伝える ・必要に応じて今後の支援計画について協議する ・予防給付を継続する場合は、評価の結果を基に（５）～の手続きにより行う ・初回作成の介護予防サービス支援計画書を加筆修正又は新たに作成し対応 ※指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する場合 利用者の同意を得た上で、直近の介護予防サービス計画及び実施状況に関する書類の内容をふまえ、利用者の介護予防サービス利用状況等について情報提供を行ってください	【地域包括支援センターで写しを保管】 ●予防給付を継続する場合（要支援・要介護認定結果が要支援１・２） ○利用者基本情報 ○基本チェックリスト ○介護予防サービス・支援計画書 ○サービス担当者会議の記録（介護予防支援経過記録等） ○府中市統一アセスメントシート ○介護予防サービス・支援評価表（６か月・１２か月） ○サービス利用票・利用票別票 ●介護予防給付を終了する場合（要支援・要介護認定結果が要介護１以上、非該当、サービス利用希望意向なし、死亡等） ○介護予防サービス・支援評価表（６か月・１２か月）	介護予防給付を終了する場合は必ず地域包括支援センターへご連絡ください

※ 介護予防支援業務を行うためには事前に、府中市と居宅介護支援事業者（所属法人等）間で業務委託契約締結（介護保険法第115条の23第3項）が必要です。

※ 利用者の死亡時は、利用者基本情報、基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書、介護予防経過記録、介護予防サービス・支援評価表（全て原本）を府中市地域包括支援センターへ提出してください。

※ 計画の期間は要支援認定の有効期間としますが、必要に応じ計画の見直し・変更をお願いします。

その他

居宅介護支援事業所でケアプラン作成している要介護１～５の利用者が更新認定において要支援１・２となり居宅介護支援事業所において介護予防支援業務を受託実施できない場合は、①当該利用者の同意を得、原則として利用者の基礎情報（直近に作成したケアプラン、これまでの支援経過）の提供②利用者宅への同行訪問等、ご協力をお願いします。

介護予防サービス・支援計画表

No.

利用者名：

認定年月日：年 月 日

認定の有効期間：年 月 日 ～ 年 月 日

初回・紹介・継続

認定済・申請中

要支援 1・要支援 2

地域支援事業

計画作成者名：

委託の場合：計画作成事業者・事業所名及び所在地（連絡先）

計画作成（変更）年月日：

担当地域包括支援センター：府中市地域包括支援センター

目標とする生活

1日

大きな目標にたどりつくための段階的な目標、利用者が達成感・自己効力感が得られるような内容が望ましい

1年

今後の生活で達成したい達成可能な具体的な目標

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題（背景・原因）	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目 標	支援計画					
							目標についての支援ポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス	介護保険サービス または 地域支援事業	サービス種別	事業所	期間
行っていること、できること等日常生活状況を領域ごとに記載 運動・移動について ・自宅や屋外をスムーズに歩行すること（杖なし、杖あり、車いす）についての状況 ・交通機関を使って移動することについての状況 日常生活（家庭生活）について ・日常に必要な物品を自分で選んで買うことについての状況 ・献立を考え、調理することについての状況 ・家事（家の掃除、洗濯、ゴミ捨て、植物の水やり等）についての状況 ・預貯金の出し入れを行うことについての状況 社会参加・コミュニケーションについて ・家族や友人のことを心配したり、相談にのるなどの関係をつくり、保つことについての状況 ・友人を招いたり、友人の家を訪問することについての状況 ・家族や友人などと会話や手紙などにより交流することについての状況 ・仕事や地域での役割をもち、行うことについての状況 ・趣味や楽しみがあり、続けることについての状況 健康管理について ・定期的に入浴、またはシャワーで身体を洗うことについての状況 ・肌や顔、歯、爪などの手入れについての状況 ・健康のために食事等に気を付けていることについての状況 ・健診を受けることについての状況 ・薬を飲み忘れず、管理することについての状況	【利用者・家族の認識とそれについての意向について各領域ごとに記載】 ・機能低下を自覚しているか、困っているかどうか、このことについてどのように考えているかどうか ・「～できるようになりたい」「支援があれば～したい」等と記載しその理由についても確認する、否定的・消極的な意向であった場合、その意向がなぜ否定的・消極的なのかという理由を明らかにすることが介護予防支援では大切→具体策を検討する際参考情報となる	□有 □無 ↑ いずれかに■を付ける 各領域ごとにアセスメントや意欲・意向の内容、面談中の様子、利用者基本情報、主治医意見書、基本チェックリスト等の情報をもとに健康状態、心理・価値観・習慣、物的・人的環境、経済状況等の観点から整理し分析現在の課題、将来の課題も予測して記載	各領域における課題共通の背景等を見つけ出し、利用者にとって優先度の高い順で課題のみを列挙する ～なので～である、～なので～が必要である等	【目標】利用者や家族に対して専門的観点から示す提案を記載する（利用者本人や家族の意向は入らず、アセスメントの結果が現れる部分）、 漠然としたものではなく、評価可能で具体的なもの 【具体策】生活機能低下解決対策のみでなく、生活機能低下を補うための他の機能向上につながる対策等を様々な角度から検討	利用者本人・家族の意向を確認 合意が得られた場合は「～が必要だと思う」「～を行いたい」等と記載 合意が得られない場合は本人・家族の理由、根拠等の考えを記載 「取組み困難」「継続困難」等	計画作成者と利用者本人・家族の三者の合意した目標を記載 一定期間内に達成可能 であること、利用者の価値観や好みを充分考慮する 当初から合意を得られていた場合は「同左」「提案どおり」等記載してよいが 利用者本人・家族がわかる言葉で記載	計画作成者が具体的な支援を考える上での留意点を記載 安全管理上のポイント、インフォーマルサービスの役割分担等	・本人が自ら取組むこと ・家族の支援 ・地域のボランティア、近隣住民の協力等	○印をつける 具体的なサービス内容を記載	支援内容に適したサービス種別を具体的に記載 ・本人のセルフケア ・家族の支援 ・インフォーマルサービス（民生委員の見守り支援、ふれあいいきいきサロン・老人クラブ・もりもり体操教室等地域行事への参加、弁当配達、移動販売、移動支援、近隣住民等の見守り支援等） ・介護保険サービス ・地域支援事業等 公的サービス等	サービス提供を行う事業所名を記載 公的サービスについても明記	認定の有効期間（評価月）を記載 ○月○日～○月○日（○月末、○月末）

健康状態について

○主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点

「主治医意見書」「基本情報」等から健康状態について留意すべき情報について記載

【本来行うべき支援が実施できない場合】

妥当な支援の実施に向けた方針

利用者本人や家族の合意がとれない場合は、本来の支援をできるように働きかける具体的な手段や方針等、その内容の実現に向けた方向性を記載

総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント

目標について生活不活発病の改善・予防に向けて取組む共通の方向性や特別に留意すべき点を記載

必要なプログラムの下欄に○をつけてください←予防給付の場合は数字の記載のみでよい

	運動器機能向上	栄養改善	口腔内ケア	閉じこもり予防	認知症予防	うつ予防		府中市地域包括支援センター	【意見】	
予防給付	○／5	○／2	○／3	○／2	○／3	○／5			【確認印】	
地域支援事業										

計画に対する同意

上記計画について、同意いたします。

サービス利用開始月末日までの日付

令和 年 月 日 名前

印

府中市統一アセスメントシート

※要介護2程度までの軽度者用(1)

名前		事前 (元気な頃)	令和 年 月頃
調査日	令和 年 月 日	事後予測日	令和 年 月 日

自立度	自立		一部介助		全介助	
困難度と 改善可能性	楽にできる	少し難しい	改善可能性 高い	改善可能性 低い	改善可能性 高い	改善可能性 低い
判定	○ 1	○ 2	△ 1	△ 2	× 1	× 2

	生活機能	事前	現在	事後予測	備 考
A D L	室内歩行				
	屋外歩行				
	外出頻度				
	排泄				
	食事				
	入浴				
	着脱衣				
I A D L	掃除				
	洗濯				
	買物				
	調理				
	整理				
	ゴミ出し				
	通院				
	服薬				
	金銭管理				
	電話				

	社会参加				
--	------	--	--	--	--

府中市統一アセスメントシート

※要介護2程度までの軽度者用(2)

名前		調査日	令和	年	月	日
		事後予測日	令和	年	月	日

	質問事項	現 状	備 考
認知機能	物忘れがある	はい いいえ	
	コミュニケーションに問題がある	はい いいえ	
	理解力・判断力に問題がある	はい いいえ	
	問題行動がある	はい いいえ	
健康管理	医師からの運動制限がある	はい いいえ	
	医師からの注意事項がある	はい いいえ	
	睡眠が充分とれている	はい いいえ	
	睡眠薬を使用している	はい いいえ	
	食事制限がある	はい いいえ	
	嚥下機能に問題がある	はい いいえ	
	特別な医療状況	・酸素療法 ・ストーマ	・透析 ・インスリン ・バルン ・ペースメーカー
	特記事項		

興味・関心チェックシート

氏名: _____ 年齢: _____ 歳 性別(男・女) 記入日: R _____ 年 ____ 月 ____ 日

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			

(出典) 「平成25年度老人保健健康増進等事業 医療から介護保険まで一貫した生活行為の自立支援に向けたリハビリテーションの効果と質に関する評価研究」
一般社団法人 日本作業療法士協会 (2014.3)

【備後圏域地域包括ケア資源マップに係る協力について】

備後圏域2市2町（福山市，府中市，世羅町及び神石高原町）では，在宅医療・介護について住民への情報発信や，在宅医療・介護の連携推進に繋げることを目的に、在宅医療や介護施設等の情報をインターネット上に掲載した「備後圏域地域包括ケア資源マップ」（以下資源マップ）の再構築を行い、定期的な情報更新を行う機能等を保有した新たな資源マップの運用を、2022年（令和4年）3月から開始しています。

それに伴い、医療・介護関係機関へ掲載項目に係るFAX調査用紙を定期的を送付し、調査への御協力をお願いしているところです。

なお、資源マップでは、施設の空き情報についても掲載することとしており、居宅介護支援事業所は隔週，短期入所生活介護・短期入所療養介護事業所については毎週空き情報に係るFAX調査を実施しています。

府中市としては、地域の医療・介護資源についての情報提供及び在宅医療と介護の連携の充実を図り、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組みを進めていきたいと考えています。

引き続き、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※資源マップの詳細については別紙「備後圏域地域包括ケア資源マップについて」を御参照ください。

備後圏域地域包括ケア資源マップについて

対象：在宅医療や介護に関心を持つ住民や、在宅医療・介護関係者（以下関係者）の方

目的：地域の医療・介護資源についての情報提供及び在宅医療と介護の連携推進につなげること

概要：地域の医療・介護資源情報について、インターネット上に掲載し、地図上や一覧での表示・検索を可能としたもので、2016年度（平成28年度）より備後圏域6市2町で運用を行ってきました。

より充実した資源マップとするため、備後圏域2市2町（福山市、府中市、世羅町及び神石高原町）により、2022年度(令和4年度)3月から、地域資源情報に関する最新情報を整備し、**定期的な情報更新を行う機能等を保有した資源マップへ再構築**を行いました。

委託業者：(株) アクトシステムズ 再委託業者（運営業者）：トーテックアメニティ（株）

（１）サイト区分（住民向けサイト、事業関係者向けサイト（ケア倶楽部））について

サイト区分	公開対象	機能概要・特徴
住民向けサイト （地域資源情報発信用）	住民, 関係者等どなたでも閲覧が可能	- 最新の地域の医療・介護の情報を一元的に得ることが可能 - 多様な検索方法によって、必要な情報にアクセス可能 - 空き情報（居宅介護支援、短期入所生活・療養介護事業所）を検索可能
事業関係者向けサイト（ケア倶楽部） （地域資源情報発信・連携推進用）	関係者 ※ID・PWによるログインが必要	住民向けサイトの機能に加え、 - ケアマネジャー等が医師と連携するための窓口や、在宅医療の患者対応可否等を掲載 - 自治体からのお知らせ・アンケートや、国・県の通知、介護・福祉ニュース等を掲載

(2) 掲載施設・掲載項目・掲載情報更新機能について ※掲載，更新は運営業者が行います。随時更新も可能です。

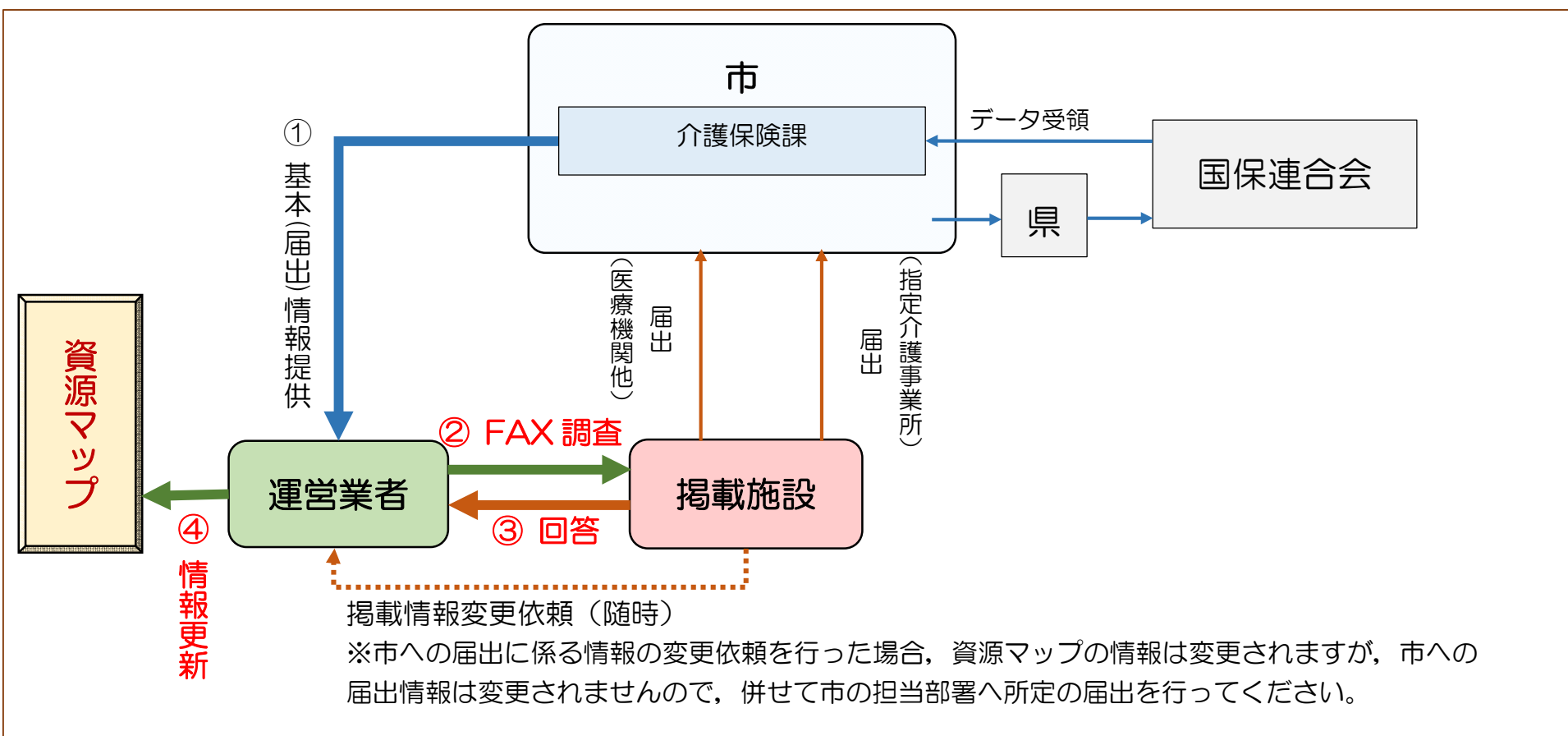
掲載施設種類	掲載項目（抜粋）	掲載情報更新方法	情報更新頻度
医療機関 病院・診療所 歯科医院 薬局	- 基本情報：名称・住所等 - 在宅医療の取組：訪問診療可否等	市（介護保険課）届出情報	約半年に 1 回
	- ケアマネジャーが医師と連携するための窓口等 <u>（事業関係者向けサイト（ケア倶楽部）にのみ公開）</u> - 在宅医療での患者対応 （事業関係者向けサイト（ケア倶楽部）にのみ公開）	FAX 調査 →市届出情報や，その他の調査項目を印字した調査票を運営業者より各掲載施設へ送付，各掲載施設は FAX により運営業者へ回答	年 1 回

掲載施設種類	掲載項目（抜粋）	掲載情報更新方法	情報更新頻度
指定介護事業所 （包括支援センター含む）	- 基本情報：名称・住所等 - 各サービス別項目：部屋情報等	国保連合会届出情報※	月 1 回
		FAX 調査 →市届出情報や，その他の調査項目を印字した調査票を運営業者より各掲載施設へ送付，各掲載施設は FAX により運営業者へ回答	年 1 回
	加算情報	国保連合会届出情報※	月 1 回
	空き情報 別紙：資料〇	FAX 調査	

※国保連合会届出情報は，市（介護保険課）へ届出のあったものです。

掲載施設種類	掲載項目（抜粋）	掲載情報更新方法	情報更新頻度
認知症支援・通いの場	基本情報：名称・開催日等	市（介護保険課・社会福祉協議会）届出情報	約半年に 1 回

【情報更新イメージ】



【円滑な運用におけるお願い】

（１） 事業関係者向けサイト（ケア倶楽部）のログインに関するお願い

２０２２年（令和４年）４月中旬に事業関係者向けサイト（ケア倶楽部）のログインのための ID・パスワードを送付しています。
必ず初回登録を行い、機能概要・FAX調査等に係る説明動画を御視聴ください。

（２） FAX調査に関するお願い

定期的に、掲載項目に係るFAX調査を行います。また、空き情報調査該当施設へは定期的にFAX調査を行います。
回答情報を基に情報を掲載するため、FAXにより調査票が届いた際には、回答へ御協力ください。

御協力よろしくお願いします。

サービス	調査内容	FAX送付 頻度	調査対象
居宅介護支援事業者	ケアプラン作成可能数	隔週	福山市・府中市・世羅町
訪問介護、訪問看護、 夜間対応型訪問介護、 訪問入浴、 訪問リハビリテーション	① 2週間の受け入れ可能状況 ② 1ヶ月間の受け入れ可能状況 （各曜日別に○・△・×・☎・-で表示） ○：十分空きあり、△：少し空きあり、 ×：空きなし、☎：問い合わせ可、 -：休業日	① 週1回 ② 月1回	府中市 ※訪問介護のみ神石高原町を含む
通所介護、通所リハビリ テーション、 地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護	1週間の受け入れ可能状況 （各曜日別に○・△・×・-で表示） ○：十分空きあり、△：少し空きあり ×：空きなし、-：休業日	週1回	通所介護：府中市・世羅町・神石高原町 通所リハビリテーション：府中市・神石高原町 地域密着型デイ、認知症対応型デイ：府中市

サービス	調査内容	FAX送付頻度	調査対象
短期入所生活介護、 短期入所療養介護	① 2週間の受け入れ可能状況 ② 3ヶ月間の受け入れ可能状況 (各曜日別に○・△・×・☎・-で表示) ○：十分空きあり、△：少し空きあり、 ×：空きなし、☎：問い合わせ可、-：休業日	①週1回 ②月1回	福山市・府中市・ 世羅町・神石高原町
特定施設入居者生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設	待機者数	月1回	府中市
認知症対応型共同生活介護	新規受け入れ可能数	月1回	府中市・神石高原町
介護老人福祉施設	待機者数	月1回	府中市
介護老人保健施設	空床（室）数、待機者数、特別な医療の受入	月1回	府中市・神石高原町
小規模多機能型居宅介護	登録定員、現在の登録数、新規登録可能数	月1回	府中市・神石高原町
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	空き人数	月1回	府中市

介護人材の確保について

1 外国人介護職員受入環境整備事業の補助要件見直し

外国人介護職員受入環境整備事業補助金について、1法人あたりの上限を設けます。

令和4年度まで	令和5年度から
【制度の概要】 1 対象者 外国人を新たに雇用する介護事業所運営法人 2 補助内容 生活必需品の購入にかかる費用の一部を補助 （一人当たり最大 100,000 円※） ※予算の範囲内での補助となります。	【制度の概要】 1 対象者 外国人を新たに雇用する介護事業所運営法人 2 補助内容 生活必需品の購入にかかる費用の一部を補助 （一人当たり最大 100,000 円※） ※予算の範囲内での補助となります。 <u>※1法人あたり2名までが対象です。</u>

申請様式等は府中市ホームページを参照してください。

<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/bosyujyoho/4766.html>

2 【継続】介護職員研修実施機関支援事業

(1) 対象者 研修を実施する法人

(2) 補助内容 研修に係る費用の一部を補助（100,000 円を上限とする）。

申請様式等はホームページを参照してください。

<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/bosyujyoho/4766.html>

3 【継続】介護職員研修受講費補助金

(1) 対象者 ・介護職員初任者研修または介護職員実務者研修を修了された方
 ・府中市内の介護事業所に3か月以上就労している方（直接雇用に限る。）

(2) 補助内容 研修受講費用の一部を補助

初任者研修 50,000 円

実務者研修 30,000 円

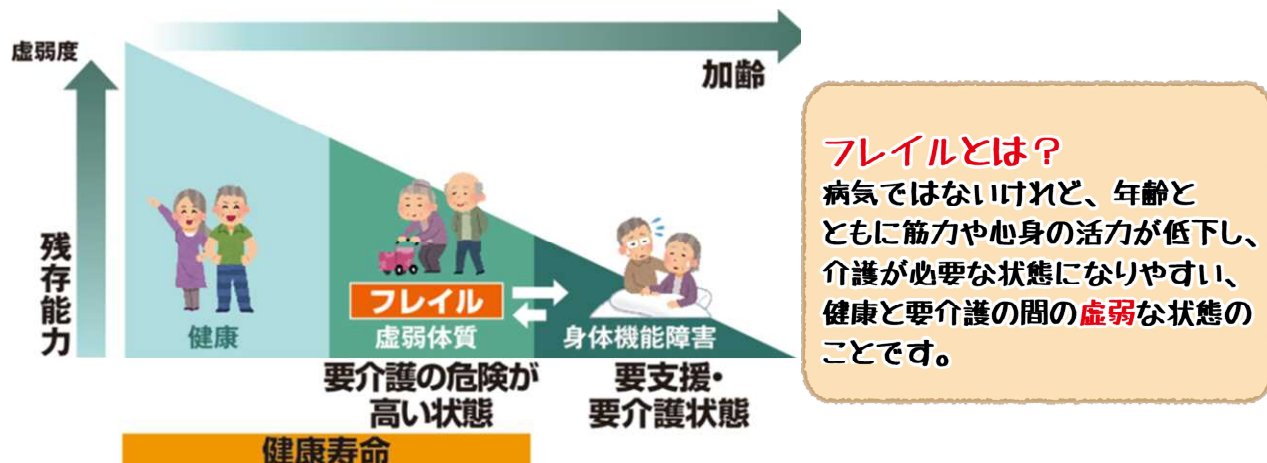
※訪問介護員として従事した場合、50,000 円を加算

申請様式等はホームページを参照してください。

https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/fukushi_kenko/koureisha/kaigohoken/4222.html

1 事業の目的

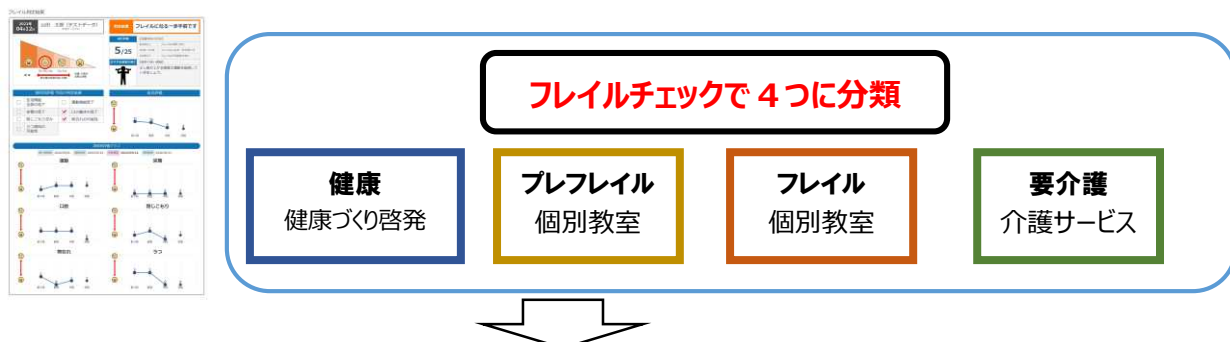
65 歳からの健康づくりとして、「メタボ(生活習慣病)予防とフレイル(虚弱:老化による機能低下)予防の重要性」について周知し、「積極的な社会参加と担い手になることのできる体づくり」「元気な 100 歳(健康寿命の延伸)」を目指す。



2 事業内容

(1)対象者把握(フレイルチェック)

ふれあいいきいきサロン、元気もりもり体操自主グループ等の通いの場や集団健診会場でフレイルチェック質問票(アンケート)を行い、フレイル予防対象者の把握を行う。



(2)元気もりもり体操教室等各種教室

専門職が関与し、フレイル予防プログラムを実施し、フレイル状態の改善を図る。

【フレイル予防プログラム】



筋トレによる転倒予防



低栄養改善・免疫力保持



食べる・話すは口が要



人との交流・閉じこもり防止